



第129回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQR
コード[®]を読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

トピー工業株式会社

証券コード 7231



株主の皆様におかれましては、日頃よりトピー工業グループに対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を6月23日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

議決権につきましては、当日のご出席にかえて、書面（議決権行使書）またはインターネット等による行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

2023年6月

代表取締役社長 高松信彦

グループ基本理念

トピー工業グループは、事業の存続と発展を通じて、
広く社会の公器としての責務を果たし、
持続可能な循環社会の実現に貢献する。

当社グループは、顧客の満足を得られる品質とコストを追求した商品を提供することで、社会の発展に寄与し、また、適時・適切な情報開示、地域社会への貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を一層高めていくことを使命としております。

株主総会資料の電子提供制度について

電子提供制度の概要

株主総会資料の電子提供制度とは、従来株主様に対して書面で交付されていた株主総会参考書類等について、ウェブサイトに掲載することで提供したものとする制度です。当社では本株主総会から電子提供制度が適用されております。

本株主総会の資料につきましては、次頁に記載しております各ウェブサイトにおいて電子提供措置をとっております。

当社の対応

当社は、省資源化による環境への配慮等の観点から、事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに監査報告につきましては、2023年3月31日までに書面交付請求をされた株主様にのみお送りしております。

【議決権を有するすべての株主様に発送】

- ・招集ご通知
- ・株主総会参考書類
- ・議決権行使書

【書面交付請求をされた株主様にのみ発送】

- ・事業報告
- ・連結計算書類及び計算書類（※）
- ・監査報告

※2頁に記載しておりますとおり、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、書面交付請求をされた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

書面交付請求について

本株主総会において書面交付請求をされておらず、次回（第130回）以降に事業報告等を含む株主総会資料の書面でのお受け取りを希望される株主様は、2024年3月31日までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

口座を開設している証券会社 または 株主名簿管理人（三井住友信託銀行）

三井住友信託銀行 証券代行部
電子提供制度ダイヤル

0120-533-600

受付時間：9時～17時（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

証券コード 7231
2023年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社
代表取締役社長 高松信彦

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.topy.co.jp/ja/stock/shares_bonds/meeting.html	
【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7231/teiji/	
【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）「トピー工業」又はコード「7231」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第129期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第129期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
したがいまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

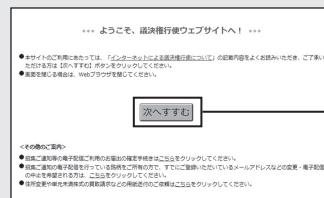
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

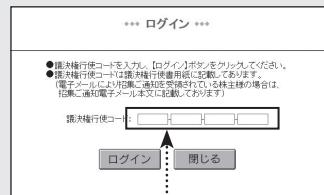
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢)	性別	当社における役職名・委嘱職掌 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 高松信彦 (満68歳)	男性	代表取締役社長 海外事業戦略管掌	17/17回 (100%)	6年
2	新任 石井博美 (満63歳)	男性	専務執行役員 営業、海外事業戦略担当 日本製鉄株式会社顧問	—	—
3	再任 木嶋伸一 (満64歳)	男性	取締役副社長 社長補佐、財務管掌	12/12回 (100%)	1年
4	再任 武澤雅吉 (満62歳)	男性	専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、 事業開発戦略センター管掌	17/17回 (100%)	2年
5	再任 中村毅 (満63歳)	男性	専務取締役 経営企画、事業統括、サステナ ビリティ戦略管掌	12/12回 (100%)	1年
6	再任 立花修一 (満60歳)	男性	常務取締役 総務、人事、リスクマネジメン ト管掌、健康安全管掌補佐	12/12回 (100%)	1年
7	再任 桐山毅 (満60歳)	男性	取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役社長、 株式会社日本経済研究所取締役	17/17回 (100%)	3年
8	再任 金子浩子 (満58歳)	女性	取締役 弁護士、神鋼商事株式会社社外監査役	17/17回 (100%)	2年
9	再任 三上高弘 (満63歳)	男性	取締役	12/12回 (100%)	1年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 桐山 毅氏、金子浩子氏及び三上高弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
 3. 当社は、桐山 毅氏、金子浩子氏及び三上高弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 各候補者の当社における役職名・委嘱職掌及び重要な兼職は、本招集ご通知発送日現在のものであります。
 6. 木嶋伸一氏、中村 毅氏、立花修一氏及び三上高弘氏の取締役会出席状況につきましては、2022年6月23日取締役就任以降のものを記載しております。
 7. 各候補者の年齢及び取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  たか まつ のぶ ひこ 高松信彦 (1955年6月2日生)	1979年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 同社執行役員 製鉄技術部長 2012年4月 同社顧問 ウジミナス社執行役員 技術・品質担当 2014年8月 同社副社長 経営企画担当 2016年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員 グローバル事業推進本部副本部長 ウジミナス社取締役 2016年9月 当社専務執行役員 社長補佐 2017年4月 新日鐵住金株式会社顧問 当社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長 営業管掌 2023年4月 当社代表取締役社長 海外事業戦略管掌 (現任)	10,400株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>2017年6月から当社の代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の統括者として、構造改革、業務改革、働き方改革を推進するなど高い手腕を発揮いたしました。経営全般にわたる豊富な知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  いし ひろ しみ 石井博美 (1960年2月4日生)	1983年4月 新日本製鐵株式会社入社 2014年4月 新日鐵住金株式会社執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2017年4月 同社常務執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2018年6月 同社顧問 Ovako AB社 Executive Vice President and Group Production & Technology Advisor 2019年4月 日本製鐵株式会社顧問 (現任) 2023年4月 当社専務執行役員 営業、海外事業戦略担当 (現任)	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>鉄鋼メーカーにおける技術部門の統括、海外事業の展開や経営全般の統括等、豊富な知識・経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、当社グループの経営全般を統括する者として中期経営計画を実行し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  き じま しん いち 木 嶋 伸 一 (1958年11月28日生)	1981年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社執行役員 経営企画部長 2015年 4 月 当社常務執行役員 プレス事業部長 2018年 4 月 トピー実業株式会社副社長執行役員 2018年 6 月 同社代表取締役社長 2022年 4 月 当社副社長執行役員 社長補佐 兼 トピー実業株式会社代表取締役社長 2022年 6 月 当社取締役副社長 社長補佐、財務管掌 (現任)	5,782株
[取締役候補者とした理由] 管理部門及び事業部門における豊富な知識と経験を有しております。さらに、グループ会社において、代表取締役社長として高い経営手腕を発揮いたしました。これらの経営全般にわたる知識・経験に基づき、引き続き当社グループにおける財務部門の統括者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  たけ ざわ まさ よし 武 澤 雅 吉 (1961年 2 月18日生)	1983年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社執行役員 業務改革推進部長 2017年 4 月 当社常務執行役員 IoT推進部長 2018年 4 月 当社常務執行役員 IoT推進部長 兼 技術部長 2021年 4 月 当社常務執行役員 技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌 2021年 6 月 当社常務取締役 技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌 2021年10月 当社常務取締役 技術、業務改革推進、事業開発戦略センター、安全、スマート化推進管掌 2022年 4 月 当社専務取締役 技術、安全衛生、DX戦略、事業開発戦略センター管掌 2023年 4 月 当社専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌 (現任)	5,540株
[取締役候補者とした理由] 鉄鋼部門、IoT部門、技術部門等での豊富な知識と経験に加え、国内外グループ会社の統括を含む事業管理及び運営も経験しております。また、技術人材育成やスマートファクトリー化等の諸施策の計画および実行にあたり強力なリーダーシップを発揮いたしました。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの技術部門全体を統括する者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <small>なかむら つよし</small> 中村 毅 (1960年4月2日生)	1983年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 技術統括部長 2016年7月 当社執行役員 技術部長 2018年4月 当社執行役員 スチール事業部長 兼 スチール事業部豊橋製造所長 2020年4月 当社常務執行役員 スチール事業部長 2021年4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2022年4月 当社専務執行役員 経営企画、サステナビリティ戦略管掌 2022年6月 当社専務取締役 経営企画、サステナビリティ戦略管掌 2023年4月 当社専務取締役 経営企画、事業統括、サステナビリティ戦略管掌 (現任)	5,442株
[取締役候補者とした理由] 鉄鋼部門、技術部門、経営企画部門等での豊富な知識と経験を有しており、さらに、当社グループの中期経営計画の策定やサステナビリティに関する各種の取り組みを推進いたしました。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの経営戦略・サステナビリティ戦略を推進し、管理・事業部門を統括する者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <small>たちばな しゅういち</small> 立花 修一 (1963年2月6日生)	1985年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 総務部長 2021年4月 当社執行役員 造機事業部長 2022年4月 当社常務執行役員 総務、人事、リスクマネジメント管掌 2022年6月 当社常務取締役 総務、人事、リスクマネジメント管掌 2023年4月 当社常務取締役 総務、人事、リスクマネジメント管掌、健康安全管掌補佐 (現任)	3,912株
[取締役候補者とした理由] 主に営業部門における豊富な知識と経験を有するほか、海外事業、総務部門でのコーポレート・ガバナンスや広報活動の強化等も経験しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの事業構造改革を推進していく上で管理部門を統括する者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 す る 当社の株式数
7	<p>再任</p>  <p>きりやま たけし 桐山 毅 (1962年8月26日生) 社外 独立</p>	<p>1986年4月 日本開発銀行入行 2008年6月 日本政策投資銀行 ロンドン首席駐在員 2010年4月 DBJ Europe Limited CEO 2013年9月 株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長 2015年6月 同行執行役員 企業投資部長 2018年6月 DBJアセットマネジメント株式会社取締役会長 2020年6月 当社取締役(現任) 株式会社価値総合研究所代表取締役社長(現任) 株式会社日本経済研究所代表取締役専務 2022年6月 株式会社日本経済研究所取締役(現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 金融機関において、海外現地法人の開設における新たなビジネスモデルの構築、製造業における事業再生等、国際業務と投資業務で培った経営全般にわたる豊富な知識と経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p>再任</p>  <p>かね ひろこ 金子 浩子 (1964年10月15日生) 社外 独立</p>	<p>1997年4月 弁護士登録(現在に至る) 2006年3月 ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る) 2019年6月 神鋼商事株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 弁護士として長年培った企業法務や訴訟、労働法等の法律に関する豊富な知識と経験を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の知識・経験に基づき、引き続き取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 する 当社の株式数
9	<p>再任</p>  <p>三 上 高 弘 (1959年10月13日生) 社外 独立</p>	<p>1982年 4 月 東芝機械株式会社入社 2013年 6 月 同社執行役員 成形機ユニット副ユニット長 2014年 6 月 同社取締役執行役員 成形機ユニット長 兼 相模工場長 2015年 6 月 同社取締役常務執行役員 成形機ユニット長 兼 相模工場長 2016年 6 月 同社取締役常務執行役員 成形機ユニット長 兼 管理本部長 兼 東京本店長、営業推 進部分担 2017年 4 月 同社代表取締役社長最高執行責任者、社長 執行役員 2020年 2 月 同社取締役 2020年 6 月 芝浦機械株式会社顧問 2022年 6 月 当社取締役（現任）</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] グローバルに展開する製造業において事業部門と営業、管理部門で培った豊富な知識と経験をもとに、代表取締役社長として海外拠点の最適化等の実績も有しております。これらの経営全般にわたる豊富な知識・経験に基づき、引き続き取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

(ご参考)

<取締役会の構成>

当社は、取締役を9名以内と定款で定め、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保のため、人格・識見・実行力ともに優れ、当社グループの事業に精通した業務執行取締役及び独立した立場の社外取締役のバランスに配慮し、適切と思われる人物で構成することとしております。

<本総会後の取締役のスキル・マトリックス>

第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは次のとおりであります。

氏名	スキル経験項目							
	企業経営	財務会計	法務 リスクマネジメント	グローバル 海外事業	人事/労務 人財育成	営業	技術/安全 IT/DX	ESG サステナビリティ
高松 信彦	●	◆	●	●	◆	●	●	●
石井 博美	●			●			●	●
木嶋 伸一	●	●	●	◆	●	◆		
武澤 雅吉	●				●		●	●
中村 毅		●			●		●	●
立花 修一			●	●	●	●		
桐山 毅	●	●	●	●	◆	◆		●
金子 浩子			●	●				
三上 高弘	●	◆	●	◆	●	●	●	

◆は、代表取締役経験者としてのスキルを表しております。

代表取締役経験者を除く業務執行取締役のスキルは、4項目を上限としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小川幸弘氏及び坂本弘一氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (年齢)	当社における役職名・委嘱職掌及び重要な兼職の状況
1	新任 川野孝徳 (満62歳)	参与、内部監査部付
2	新任 早川進也 (満61歳)	株式会社トピーエージェンシー代表取締役社長

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 各候補者の当社における役職名・委嘱職掌及び重要な兼職は、本招集ご通知発送日現在のものです。
5. 各候補者の年齢は、本定時株主総会終結時のものです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<p>新任</p>  <p>川野 孝徳 (1961年4月15日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社ジャックス入社 1989年9月 当社入社 2017年4月 当社執行役員 財務部長 2021年4月 当社執行役員 内部監査部長 2023年4月 当社参与、内部監査部付（現任）</p>	4,300株
<p>【監査役候補者とした理由】 当社の財務部門、内部監査部門等での業務経験から、会計や内部監査に関する豊富な知識・経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言や監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>新任</p>  <p>早川 進也 (1961年9月6日生)</p>	<p>1986年11月 弁護士山田俊夫法律事務所入所 1999年11月 当社入社 2008年7月 当社総務部 法務担当部長 2013年4月 当社造機事業部 総括部長 2016年9月 株式会社トピーエージェンシー代表取締役社長（現任）</p>	4,500株
<p>【監査役候補者とした理由】 法務分野及び事業部門の経営に関する豊富な知識・経験を有しております。さらに、グループ会社の代表取締役社長として高い経営手腕も発揮いたしました。これらの知識・経験に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言や監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

(ご参考)

<役員候補の指名方針と手続き>

当社では、役員は人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うできる者とし、業務執行取締役候補及び社内監査役候補には当社グループの事業に精通した者を、社外取締役候補及び社外監査役候補には高い独立性と専門性を有する者を指名しております。

当社の役員候補は、任意の機関である指名諮問委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。社長等の業務執行取締役の再任指名は、会社業績等の評価を踏まえて、毎年、指名諮問委員会で審議しております。指名諮問委員会は、社外委員3名、社内委員1名で構成しております。

また、社長等の業務執行取締役に法令・定款違反等の事由が生じた場合には、当該取締役の役位や委嘱職掌の解職及び株主総会に対する解任議案の提出を取締役会で決定することとしております。

<独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、かつ、属性情報の開示が求められる主要株主や取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付先の業務執行者等については、当社との利害関係を勘案し、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化等の地政学的リスクに加えて、世界的な金融引き締め等により不安定な状況であったものの、全体としては緩やかな持ち直しの動きがみられました。わが国経済においても、経済活動の正常化が進む中、雇用情勢の改善に加え、設備投資は増加基調で推移する等、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方、当社グループを取り巻く事業環境は、石炭、電力等のエネルギー、副資材、物流等のコストが高値で推移したことに加え、中国の経済活動の停滞や半導体等の部品供給不足による自動車メーカーの減産影響などにより依然として先行きが不透明な状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループは、2022年度から2025年度を実行期間とする新中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2025」をスタートしました。グループ基本戦略として「セグメント経営の推進」「海外収益力の強化」「国内事業基盤の強化」及び「脱炭素化への貢献」の4項目を掲げ、前中期経営計画で築いた事業基盤を生かした収益力の強化策を着実に進めております。また、2050年の豊かで持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ長期ビジョン「TOPY Sustainable Green Vision 2050」を掲げ、当社グループの強みを生かした新たな価値の創造と社会課題の解決を図るサステナビリティ経営の推進に取り組んでおります。その一環として、社員の活力を向上させる健康経営の取り組みを進め、当社は「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」に認定されました。

当連結会計年度における業績につきましては、原材料、電力等のエネルギー、副資材等のコスト上昇に見合った販売価格の適正化や堅調な鉱山機械用超大型ホイールの需要の捕捉等を進めたことにより、売上高は過去最高の334,496百万円（前期比23.3%増）となりました。また、鋼材製品におけるプロダクトミックスの最適化、構造改革等によるコスト改善の取り組み等により、利益においても前期から大きく回復し、営業利益は7,175百万円（前期営業損失1,706百万円）、経常利益は8,043百万円（前期 経常損失1,401百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、6,321百万円（前期比1,535.1%増）となりました。これらの結果、フリーキャッシュ・フローの黒字化を達成し、自己資本当期純利益率（ROE）においては4期ぶりに5.0%超の5.4%（前期 ROE 0.4%）となりました。

2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	2021年度 (前連結会計年度) (第128期)		2022年度 (当連結会計年度) (第129期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼セグメント	88,915	32.8	107,971	32.3	19,056	21.4
自動車・産業機械部品セグメント	166,542	61.4	198,147	59.2	31,604	19.0
発電セグメント	9,718	3.6	21,957	6.6	12,239	125.9
事業開発セグメント	956	0.4	1,043	0.3	87	9.1
その他	5,045	1.8	5,375	1.6	329	6.5
合計	271,178	100.0	334,496	100.0	63,317	23.3

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 賃貸セグメントは、外部顧客への売上高がないため記載を省略しております。

当連結会計年度より、従来「サイエンス」としていた報告セグメントの名称を「事業開発」に変更しております。

この変更はセグメント名称の変更であり、セグメントの業績に与える影響はありません。

<鉄鋼セグメント>

鉄鋼業界は、主要市場である建設向け及び製造業向け鋼材需要の減少等により国内の粗鋼生産量が前期を下回りました。主原料である鉄スクラップの価格は高い水準で推移したほか、副資材価格も高値で推移しました。

このような環境下、当社グループは、鉄スクラップ、電力等のエネルギー、副資材等のコスト上昇に見合った鋼材販売価格の適正化や市場ニーズに合わせたプロダクトミックスの最適化を進めた結果、売上高は107,971百万円（前期比21.4%増）、営業利益は8,038百万円（前期 営業損失625百万円）となりました。

<自動車・産業機械部品セグメント>

自動車業界においては、半導体等の部品不足による影響等により自動車生産の回復が想定よりも遅れ、国内生産台数は前期比で緩やかな回復に留まりました。建設機械業界においては、米国や東南アジアでの需要が堅調に推移したものの、国内における油圧ショベルの販売数量は減少しました。鉱山機械需要については、旺盛な資源需要を背景に引き続き好調に推移しました。

このような環境下、当社グループは、鉱山機械用超大型ホイール等の需要を着実に捕捉したことに加え、原材料等のコストの上昇に見合った販売価格の適正化を進めるとともに、構造改革による生産体制の見直し等による固定費削減に努めました。しかしながら、当社製乗用車用ホイールが採用されている車種の減産や海上輸送、エネルギー等のコスト上昇が大きく影響し、売上高は198,147百万円（前期比19.0%増）、営業利益は4,016百万円（前期比16.5%減）となりました。

<発電セグメント>

発電燃料である石炭の価格が過去に例がないほどの高値で推移したことに加え、円安の進行によるコスト上昇により電力販売価格の改善が後追いとなり、想定よりも厳しい事業環境が続きました。このような環境下、電力販売価格の適正化に努めたことで、売上高は21,957百万円（前期比125.9%増）、営業損失は前期から改善し566百万円（前期 営業損失1,957百万円）となりました。

<事業開発セグメント>

化粧品等に使われる合成マイカの製造・販売等を行っております。合成マイカにおいては、国内外における化粧品の需要の回復を確実に捕捉したこと等により、売上高は1,043百万円（前期比9.1%増）、営業利益は155百万円（前期 営業損失161百万円）となりました。

<賃貸セグメント>

賃貸事業においては、営業利益は712百万円（前期比1.9%増）となりました。

<その他>

土木・建築事業及びスポーツクラブ「OSSO」の運営等を行っております。売上高は5,375百万円（前期比6.5%増）、営業利益は492百万円（前期比1.2%増）となりました。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、8,939百万円であります。その主なものは鉄鋼セグメント及び自動車・産業機械部品セグメントにおける生産性向上のための設備投資です。

4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所有資金として、金融機関より長期借入金として9,900百万円の調達を行いました。

5) 対処すべき課題

(1) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

当社グループは、2022年度から2025年度を実行期間とする新たな中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2025」(A&C 2025) を実行しております。A&C 2025は、2030年のありたい姿“新たな価値を創造し、社会課題解決をリードする企業”からバックキャスト発想で策定しております。2012年度から実行してきた「Growth & Change」で築いた事業基盤をベースに、次の100年を見据えた新たな価値創造を目指した取り組みをスタートさせ、イノベーションの追求による企業価値の向上と社会課題解決への貢献を目指してまいります。

財務目標

項目	2025年度目標
売上高営業利益率	4.5%以上
EBITDA	320億円
自己資本利益率 (ROE)	8.0%以上

非財務目標

ESG視点	評価指標	数値目標
環境	CO ₂ 排出量	2013年度比46%削減を目指す(2030年度) ※
社会	女性管理職比率	10%以上 (2030年度)
	国内労働災害件数	毎年0件を目指す (休業災害以上)
ガバナンス	重大なコンプライアンス違反件数	毎年0件を継続

※当社及び国内グループ会社のScope 1 & 2が対象。

各セグメントにおける対処すべき課題は、次のとおりです。

<鉄鋼セグメント>

鉄スクラップや電力、副資材等の価格の上昇に伴う増加コストの鋼材販売価格への反映を精力的に進めてまいります。また、異形鋼圧延技術を活用した当社独自の異形鋼等の高付加価値製品の拡充を図ります。また、2021年10月に稼働を開始した明海リサイクルセンター株式会社の金属高度選別設備を用いたりサイクルの高度化によって、当社の製鋼工程のCO₂排出量の削減と循環型社会の実現に貢献します。

<自動車・産業機械部品セグメント>

セグメント全体として、引き続き原材料や輸送費等のコストに見合った販売価格の形成に努めるほか、自動車用ホイールでは、乗用車用スチールホイールの国内生産拠点集約による収益改善や、乗用車用アルミホイールにおける開発・運営機能の一体化の推進、アライアンスの強化や地場企業への拡販等による海外需要の捕捉等により、収益力の向上を図ってまいります。さらに、自動車メーカーの車体軽量化ニーズやEVの普及等に対応し、魅力ある製品開発を推進します。

建設機械用足回り部品及び鉱山機械用超大型ホイールは、グローバルサプライヤーとしてお客様の信頼をさらに高めるとともに、成長市場への供給体制の構築や補給品ビジネスの強化・拡大に取り組み、安定した収益基盤の強化を図ります。

<発電セグメント>

周辺環境との調和を最大限に配慮した発電設備による安定した稼働体制の維持及び電力の供給に引き続き注力してまいります。また、気候変動への対応としてA&C 2025においてバイオマス混焼の導入による脱炭素化への貢献を掲げており、2022年度には生ごみ・下水汚泥から製造されたバイオマス固形燃料を利用した発電を開始いたしました。引き続き、バイオマス混焼の本格導入に向けた取り組みを進めてまいります。

<事業開発セグメント>

化粧品基礎原料である合成マイカは、高い透明感や安全性が評価されています。肌ざわりの良い着色マイカ等、顧客ニーズに合致する多彩な製品バリエーションに加えて、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ化粧品市場の再活性化のトレンドを確実に捕捉し国内外に販売を拡大します。

クローラーロボットについては、今後も市場ニーズを捉えた製品開発を進めてまいります。

(2) サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、多岐にわたる社会課題への解決を図るとともに、持続可能な循環社会の実現に貢献し、末永くステークホルダーの皆さまから信頼され、時代の要請に応えられるグローバル企業であり続けることを目指しています。2022年度には、サステナビリティ経営の推進体制構築、サステナビリティ基本方針をはじめとする各種方針の策定、マテリアリティ（重要課題）の特定等を行いました。今後も、各種方針に沿った取り組みを推進することによって、企業価値向上および企業活動を通じた持続可能な社会の実現を目指します。

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.topy.co.jp/ja/sustainability.html>

<サステナビリティ経営の推進体制>

当社グループは、サステナビリティ戦略委員会（委員長はサステナビリティ戦略管掌取締役、原則年2回以上開催）を設置し、サステナビリティ経営の推進に取り組んでいます。

同委員会では、基本方針の策定や中長期戦略をはじめとする重要事項についての協議・決定、モニタリングを行うことのほか、協議・決定した内容の経営会議や取締役会への報告や審議を行っています。なお、委員会の傘下にはサステナビリティ推進協議会及びカーボンニュートラル推進協議会を設置し、当社グループ内での連携を図りながら具体的なサステナビリティ施策の立案・実行を行います。

<サステナビリティ基本方針>

トピー工業グループは、「グループ基本理念」に基づく経営を推進し、技術革新の追求と社会課題の解決によって、持続的な企業価値の向上を図るとともに社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

- ・グリーンイノベーションへの継続的な挑戦を通じて、かけがえのない地球環境の保全と未来への継承に貢献します。
- ・トピー工業グループの事業活動に関わるすべての人々にとって持続可能で豊かな未来の実現を目指します。
- ・すべてのステークホルダーから信頼される健全かつ透明性の高い経営の実現に努めます。

各種方針：人権方針、調達方針、サプライチェーンマネジメント方針、腐敗防止方針、知財方針、タックスポリシー

<マテリアリティの特定>

当社グループは、サステナビリティ戦略委員会及び取締役会でのディスカッションや外部有識者からの助言を踏まえ、当社グループが取り組むべき6つのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

環境（E）：グリーンイノベーションの推進、循環型社会構築への貢献

社会（S）：人権の尊重、多様な人財の活躍支援、事業を通じた社会への貢献

ガバナンス（G）：確固たる経営基盤の構築

6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第126期)	2020年度 (第127期)	2021年度 (第128期)	2022年度 (当連結会計年度) (第129期)
売上高 (百万円)	263,305	225,121	271,178	334,496
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,597	△575	△1,401	8,043
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△4,497	578	386	6,321
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△191.42	24.70	16.61	276.51
総資産額 (百万円)	254,659	264,672	282,195	292,322
純資産額 (百万円)	103,800	108,385	113,703	121,425

- (注) 1. 2019年度(第126期)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、わが国の景気は大幅に下押しされました。自動車・産業機械部品事業の販売数量の大幅な減少に加え、投資有価証券評価損等により減収減益となりました。
2. 2020年度(第127期)は、コロナ禍からの本格的な回復には至らず、わが国の景気は総じて低調に推移しました。自動車・産業機械部品事業における需要の大幅な減少や、年度後半での鉄スクラップ価格急騰等の影響により、売上高及び経常利益は減少いたしました。
3. 2021年度(第128期)は、わが国の景気は総じて持ち直しの動きが見られたものの、原材料等のコストの上昇、半導体等の供給不足による自動車の減産等、当社を取り巻く事業環境は厳しくかつ先を見通すのが困難な状況で推移しました。原材料等の価格上昇分を製品価格に転嫁したことや、建設機械用足回り部品等の販売数量の増加により売上高は増加したものの、コスト増加の影響を受け、経常利益は減少いたしました。
4. 2022年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度(第128期)の期首から適用しており、2021年度(第128期)に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。
7. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 606	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニユファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売
アサヒテック・アルミニウム・タイランド	百万バーツ 1,480	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売

8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄鋼セグメント	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品セグメント	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
発電セグメント	電力卸販売
事業開発セグメント	合成マイカ、クローラーロボット
賃貸セグメント	不動産賃貸
その他	屋内外サインシステム、土木・建築事業、スポーツ施設の運営等

9) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店
名古屋支店 名古屋市中区 大阪支店 大阪府中央区
- (3) 生産拠点
豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点
事業開発戦略センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
トピー実業株式会社 東京都品川区
トピー海運株式会社 愛知県豊橋市
九州ホイール工業株式会社 福岡県京都郡苅田町
株式会社三和部品 茨城県坂東市
トピーアメリカ, INC. 米国ケンタッキー州
福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省
トピー履帯(中国)有限公司 中国山東省
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア インドネシア西ジャワ州
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコグアナファト州
アサヒテック・アルミニウム・タイランド タイ国チョンブル県

10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼セグメント	1,002 (120)名	0 (△2)名
自動車・産業機械部品セグメント	4,298 (671)名	△197 (60)名
発電セグメント	26 (0)名	△3 (0)名
事業開発セグメント	59 (2)名	△9 (0)名
賃貸セグメント	0 (0)名	0 (0)名
その他	66 (41)名	6 (4)名
全社(共通)	255 (8)名	12 (1)名
合計	5,706 (842)名	△191 (63)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
 4. 賃貸事業につきましては、その他及び全社(共通)の従業員が兼務しています。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,774名	△9名	41.7才	18.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計257名)は含めておりません。

11) 当社の主な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	9,451
株式会社りそな銀行	7,925
株式会社横浜銀行	4,935
株式会社三菱UFJ銀行	2,850
株式会社国際協力銀行	2,336

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1) 発行可能株式総数 | 88,300,000株 |
| 2) 発行済株式の総数 | 24,077,510株 |
| 3) 株主の総数 | 12,588名 |
| 4) 大株主及びその持株数（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	4,818,264株	21.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,053,000株	8.98%
ト ピ ー フ ァ ン ド	1,097,210株	4.80%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	975,134株	4.26%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	787,802株	3.45%
ト ピ ー 工 業 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	745,731株	3.26%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	614,127株	2.69%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	413,605株	1.81%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	374,600株	1.64%
M W I T A L I A S . R . L .	367,200株	1.61%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,212,022株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. トピーファンドは、当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,663株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、後記「4. 会社役員の状況」の5)に記載しております。
2. 在任中の取締役への株式の交付はありません。上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	委 嘱 職 掌 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長	高 松 信 彦	代表取締役、営業管掌
取 締 役 副 社 長	木 嶋 伸 一	社長補佐、財務管掌
専 務 取 締 役	武 澤 雅 吉	技術、安全衛生、DX戦略、事業開発戦略センター管掌
専 務 取 締 役	中 村 毅	経営企画、サステナビリティ戦略管掌
常 務 取 締 役	立 花 修 一	総務、人事、リスクマネジメント管掌
取 締 役	桐 山 毅	株式会社価値総合研究所代表取締役社長、株式会社日本経済研究所取締役
取 締 役	金 子 浩 子	弁護士、神鋼商事株式会社社外監査役
取 締 役	三 上 高 弘	
常 勤 監 査 役	小 川 幸 弘	
常 勤 監 査 役	坂 本 弘 一	
監 査 役	川 岸 哲 哉	
監 査 役	酒 井 明 夫	明治安田損害保険株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役桐山 毅氏、金子浩子氏及び三上高弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役桐山 毅氏、金子浩子氏及び三上高弘氏ならびに監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ・取締役桐山 毅氏は、2022年6月をもって株式会社日本経済研究所代表取締役専務を退任し、同社取締役に就任いたしました。
 - ・取締役三上高弘氏は、2022年6月をもって芝浦機械株式会社顧問を退任いたしました。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の役職名
大洞勝義	2022年6月23日	任期満了	専務取締役
齋藤徳夫	2022年6月23日	任期満了	取締役
山口政幸	2022年6月23日	任期満了	取締役

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員ならびに当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

5) 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役報酬規程（2012年6月28日制定、2023年3月31日最終改正。）その他取締役の報酬に係る社内規程等を決議し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。取締役報酬規程その他取締役の報酬に係る社内規程の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

① 基本方針

取締役の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用する等、より客観性を高めています。

取締役の報酬は、報酬諮問委員会において決定方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定します。

報酬諮問委員会は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員3名、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。

② 報酬（業績連動報酬等および非金銭的報酬等を含む。）に関する方針

業務執行取締役の報酬には、現金報酬及び株式報酬があります。そのうち、現金報酬は定額報酬及び前事業年度業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。現金報酬は、基本報酬の年額の12分の1に相当する額を月額報酬として毎月支給します。賞与は、会社の業績が極めて好調であった場合に、株主総会の承認を得て支給し、その支給日は都度取締役会が決定します。

現金報酬のうち前事業年度業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%～75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～65%、個人業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～10%としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、2022年4月度から6月度までは自己資本利益率（ROE）を主要指標として、総資産事業利益率（ROA）等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と、経営活動その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出いたしました。2022年7月度以降の報酬につきましては、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬に係る業績指標を連結EBITDA（連結営業利益に連結減価償却費を加えて算出）及び親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。

株式報酬は、信託を用いた株式報酬制度です。当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益意識の共有ならびに当社の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、中期経営計画の達成度に連動します。基本報酬の5%を標準として、0%～10%の範囲で変動し、2022年4月度から6月度までは中期経営計画に掲げた営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価によるポイントに基づき算出いたしました。2022年7月度以降の報酬につきましては、株式報酬に係る業績指標を連結自己資本利益率（ROE）、連結総資産事業利益率（ROA）及び連結営業利益に変更しております。なお、実際の株式の交付は取締役退任時としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬と株式報酬の評価に係る業績指標につきましては、収益、財務の健全性等を勘案し、報酬諮問委員会における妥当性の議論・審議を経たうえで決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、原則として定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

③ 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、前事業年度業績連動報酬を含む基本報酬、株式報酬及び賞与の個人別支給額の決定ならびに会社の業績その他必要に応じて基本報酬を臨時に減額することの決定としております。代表取締役社長へ委任する理由は、会社業績や各取締役の個人業績評価等を総合的に勘案し取締役の報酬額を決定するのは、会社業績全般に責任を負うとともに各取締役の個人業績評価を行う代表取締役社長が適任であると判断するためです。なお、委任された権限が代表取締役により適切に行使されるよう、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬の支給割合は報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会が決定した内容に従うほか、取締役の個人別の報酬額について事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		定額報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	241	185	55	—	11
監査役	69	69	—	—	4
計 (うち社外役員)	310 (53)	254 (53)	55 (—)	— (—)	15 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内(うち、社外取締役分2百万円以内)と決議いただいております(ただし、使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役1名)です。また、2022年6月23日開催の第128回定時株主総会において、社外取締役部分の枠(月額2百万円以内)の廃止を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役3名)です。さらに別枠で、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に對する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標及び当該業績指標の選択理由ならびに業績連動報酬等の額または数の算定方法は、以下のとおりです。

(2022年4月度から2022年6月度までの業績連動報酬について)

前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しておりますとおり、取締役の会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、自己資本利益率(ROE)を主要指標として、総資産事業利益率(ROA)等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と、経営活動その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出いたしました。業績連動報酬等の算定に係る当該業績指標の2020年度の実績は、以下のとおりです。

- ・連結自己資本利益率(ROE) 0.6%
- ・連結総資産事業利益率(ROA) △0.8%
- ・連結営業損失 △2,943百万円
- ・連結親会社株主に帰属する当期純利益 578百万円

(2022年7月から2023年3月までの業績連動報酬について)

前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しておりますとおり、取締役の会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬に係る業績指標を連結EBITDA(連結営業利益に連結減価償却費を加えて算出)及び親会社株主に帰属する当期純利益に基づき算出いたしました。当事業年度の業績連動報酬等の算定に係る当該業績指標の2021年度の実績は、以下のとおりです。

- ・連結EBITDA（連結営業利益＋減価償却費） 11,068百万円
 - ・連結営業損失 △1,706百万円
 - ・連結親会社株主に帰属する当期純利益 386百万円
 - ・連結自己資本利益率（ROE） 0.4%
 - ・連結総資産事業利益率（ROA） △0.3%
5. 非金銭報酬等は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、非金銭報酬等として表示しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、支給の条件等は前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に、また、当事業年度における交付状況は前記「2. 会社の株式に関する事項」の5)に記載しております。
6. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長高松信彦氏に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任された権限の内容、委任した理由及び委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置については、前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

6) 社外役員に関する事項

役職名	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	桐山 毅	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	金子 浩子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	三上 高弘	2022年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に製造業において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社事業への助言及びガバナンス強化に貢献しております。
監査役	川岸 哲哉	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。
監査役	酒井 明夫	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社グループは、「トピー工業グループは、事業の存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、持続可能な循環社会の実現に貢献する。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を取締役及び使用人等全員へ周知する。
- ② 法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
- ③ 各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役及び使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
- ④ 内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人及び取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築及び運用状況を監査する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
- ② 取締役及び監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。

- ② 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
- ③ 経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
 - ② 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
 - ③ 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。
 - i グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
 - ii リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
 - iii グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務及び事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。
 - iv 法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。
 - ② 当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
 - ③ 当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
 - ② グループ会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。

- ③ 内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役が取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
 - ② 代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ③ 監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
 - ④ 監査役の職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システムの有効性を確保するとともに、その継続的な改善を行うため、当社の内部監査部が、年間の監査方針及び監査計画に基づいて、会社法及び金融商品取引法の内部統制に関する当社グループのモニタリングを行っております。

(2) コンプライアンス体制

「グループ基本理念」「グループ行動規範」「サステナビリティ基本方針」等の各種規範を定め、ウェブサイト、社内報、グループ・コンプライアンスガイドブック等を用いて、当社グループの役員及び従業員へ周知しております。また、当社のリスクマネジメント委員会の主導の下、当社の各部門及びグループ各社は、コンプライアンスの徹底についての年間活動計画を策定し、改善活動を推進するとともに、情報共有を行っております。加えて、当社の主管部門等が、当社グループの各階層に対する各種のコンプライアンス教育を実施しております。

内部通報制度については、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に秘密の厳守及び相談・通報者が不利益を受けない旨を規定するとともに、外部の弁護士事務所にも受付窓口を設けております。

(3) リスク管理体制

当社のリスクマネジメント委員会が主導して、当社の各部門及びグループ各社が、リスクマネジメントに関わる年間活動計画を策定し、改善活動を推進しております。また、当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生のおそれがある場合は、リスクマネジメント委員会等に報告され、リスクマネジメント体制を通じて、適宜指導を行っております。リスクマネジメント委員会の活動内容は、実効性を確認するため取締役会に報告しております。

大規模災害等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした特別対策本部等を設置して対応する体制を構築しております。また、事業継続計画を策定し、定期的に見直すとともに、建物及び生産設備の耐震化、災害発生を想定した定期的な訓練等を行っております。

また、事業における損失に関わる重要なリスク事項について、予算委員会や経営会議における予算検討プロセスにおいて管理を行っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定める会社の重要事項を決議しております。また、業務執行取締役等で構成する経営会議において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、経営会議に出席していない社外取締役へは取締役会決議事項の事前説明を行うほか定期的な事業状況の説明を行っております。加えて、「取締役会付議書の作成に関する細則」を定めて運用するほか、取締役会の実効性評価を実施する等、取締役会の審議の効率化と意思決定の合理性の確保に努めております。

(5) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づいて、当社の主管部門がグループ各社から事業方針、計画、決算等について適宜報告を受け、重要事項については経営会議または取締役会において決裁しております。また、グループ各社の自律的な経営を促すとともに、グループ各社の業績やリスクマネジメントの状況等を評価項目とした経営健全度評価を年度ごとに実施し、この結果に基づいて、当社の主管部門がグループ各社への指導・支援を行っております。

(6) 監査役の監査

監査役は、取締役会のほか、常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席等を通じて、内部監査部やリスクマネジメント委員会等の活動内容、その他当社グループに重要な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。取締役会決議事項については、経営会議に出席しない社外監査役も含め、監査役は事前に説明を受けております。また、代表取締役と監査役との定期的な意見交換会のほか、社外取締役と監査役との情報共有ミーティングを開催しております。

当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生するおそれがある場合は、「グループ・リスクマネジメント規程」に基づいて監査役へも報告しております。また、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に基づいて、内部通報について監査役へ報告する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、議決権割合が20%以上であるような当社の株券等の買付行為をしようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

上記2)及び本3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.topy.co.jp/ja/stock/management/policy.html>

4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがいまして、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項(注))、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注)買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向30～35%を目安といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続等を総合的に勘案し、2023年5月19日の取締役会決議により1株当たり68円とさせていただきます。なお、中間配当金につきましては、2022年12月6日に1株当たり20円を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり88円となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	158,573	流動負債	95,295
現金及び預金	23,740	支払手形及び買掛金	36,097
受取手形、売掛金及び契約資産	71,671	電子記録債務	18,372
商品及び製品	27,229	短期借入金	17,305
仕掛品	7,849	一年以内償還予定社債	7,000
原材料及び貯蔵品	22,156	リース債務	122
その他	5,966	未払法人税等	871
貸倒引当金	△41	その他の	15,525
固定資産	133,748	固定負債	75,602
有形固定資産	92,662	社債	30,000
建物及び構築物	27,349	長期借入金	29,282
機械装置及び運搬具	44,037	リース債務	213
土地	15,538	繰延税金負債	3,890
リース資産	547	執行役員退職慰労引当金	150
建設仮勘定	3,114	役員株式給付引当金	11
その他	2,076	役員退職慰労引当金	11
無形固定資産	3,014	定期修繕引当金	441
投資その他の資産	38,071	退職給付に係る負債	9,894
投資有価証券	27,263	資産除去債務	267
長期貸付金	201	その他の	1,438
繰延税金資産	643	負債合計	170,897
退職給付に係る資産	382	純資産の部	
その他	9,661	株主資本	104,604
貸倒引当金	△81	資本金	20,983
資産合計	292,322	資本剰余金	18,606
		利益剰余金	67,518
		自己株式	△2,503
		その他の包括利益累計額	15,661
		その他有価証券評価差額金	9,693
		繰延ヘッジ損益	△4
		為替換算調整勘定	5,064
		退職給付に係る調整累計額	908
		非支配株主持分	1,159
		純資産合計	121,425
		負債・純資産合計	292,322

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		334,496
売上原価		289,880
売上総利益		44,616
販売費及び一般管理費		37,440
営業利益		7,175
営業外収益		
受取利息	134	
受取配当金	701	
持分法による投資利益	452	
その他	867	2,155
営業外費用		
支払利息	768	
その他	519	1,288
経常利益		8,043
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	72	85
特別損失		
固定資産売却損失	4	
固定資産除却損失	330	
減損損失	280	
事業構造改革費用	75	
その他	15	707
税金等調整前当期純利益		7,421
法人税、住民税及び事業税	1,759	
法人税等調整額	△775	983
当期純利益		6,437
非支配株主に帰属する当期純利益		116
親会社株主に帰属する当期純利益		6,321

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,983	18,606	62,114	△2,287	99,417
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△917		△917
親会社株主に帰属する当期純利益			6,321		6,321
自 己 株 式 の 取 得				△228	△228
自 己 株 式 の 処 分				11	11
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	5,403	△216	5,187
当 期 末 残 高	20,983	18,606	67,518	△2,503	104,604

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,990	19	1,692	1,537	13,240	1,045	113,703
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△917
親会社株主に帰属する当期純利益							6,321
自 己 株 式 の 取 得							△228
自 己 株 式 の 処 分							11
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△296	△24	3,371	△629	2,420	113	2,534
当 期 変 動 額 合 計	△296	△24	3,371	△629	2,420	113	7,721
当 期 末 残 高	9,693	△4	5,064	908	15,661	1,159	121,425

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	92,964	流動負債	68,619
現金及び預金	6,609	支払掛手形	606
受取手形	2,044	買掛金	21,087
売掛金	48,187	電子記録債権	15,504
商品及び製品	13,397	短期借入金	1,700
仕掛品	1,998	一年以内返済予定長期借入金	6,790
原材料及び貯蔵品	11,820	一年以内償還予定社債	7,000
前払費用	533	リース債権	2
短期貸付金	1,654	未払金	5,082
未収入金	6,141	未払費用	2,027
その他の他金	617	未払法人税等	100
貸倒引当金	△40	預りの金	7,128
固定資産	128,631	固定負債	73,556
有形固定資産	57,962	社債	30,000
建物	16,243	長期借入金	30,354
構築物	2,622	リース負債	4
機械及び装置	29,425	繰延税金負債	3,473
車両運搬具	71	退職給付引当金	8,163
工具・器具及び備品	701	執行役員退職慰労引当金	138
土地	7,580	役員株式給付引当金	11
リース資産	7	資産除去債	139
建設仮勘定	1,309	長期預り金	1,221
無形固定資産	708	その他の金	49
投資その他の資産	69,960	負債合計	142,175
投資有価証券	17,660	純資産の部	
関係会社株式	38,025	株主資本	70,181
関係会社出資金	6,147	資本	20,983
長期貸付金	6,204	資本剰余金	18,758
その他の他金	1,927	資本準備金	18,528
貸倒引当金	△4	その他資本剰余金	229
資産合計	221,596	利益剰余金	32,936
		その他利益剰余金	32,936
		固定資産圧縮積立金	72
		繰越利益剰余金	32,864
		自己株式	△2,498
		評価・換算差額等	9,239
		その他有価証券評価差額金	9,226
		繰延ヘッジ損益	12
		純資産合計	79,420
		負債・純資産合計	221,596

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		204,103
売上原価		179,549
売上総利益		24,553
販売費及び一般管理費		20,657
営業利益		3,896
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,813	
その他の	556	3,370
営業外費用		
支払利息	444	
社債利息	141	
その他の	227	813
経常利益		6,453
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	66	70
特別損失		
固定資産除却損失	304	
減損損失	27	
その他の	15	347
税引前当期純利益		6,176
法人税、住民税及び事業税	641	
法人税等調整額	△555	86
当期純利益		6,089

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	20,983	18,528	229	18,758	76	27,688	27,764	△2,281	65,225
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△4	4	-		-
剰余金の配当						△917	△917		△917
当期純利益						6,089	6,089		6,089
自己株式の取得								△228	△228
自己株式の処分								11	11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△4	5,176	5,172	△216	4,955
当 期 末 残 高	20,983	18,528	229	18,758	72	32,864	32,936	△2,498	70,181

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,565	-	9,565	74,790
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△917
当期純利益				6,089
自己株式の取得				△228
自己株式の処分				11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△339	12	△326	△326
当期変動額合計	△339	12	△326	4,629
当 期 末 残 高	9,226	12	9,239	79,420

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 高 揮
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 高 揮
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 幸 弘 ㊟

常勤監査役 坂本 弘 一 ㊟

監査役（社外監査役） 川岸 哲 哉 ㊟

監査役（社外監査役） 酒井 明 夫 ㊟

以上



ウェブサイトの
ご案内



当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<http://www.topy.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



株主総会会場ご案内図

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時

場所

アートヴィレッジ大崎
セントラルタワー7階
当社会議室



東京都品川区大崎一丁目2番2号

TEL : 03-3493-0777

最寄駅：大崎駅（JR線・りんかい線）

アクセス：大崎駅北改札口を出て
東口より徒歩3分



お土産をご用意しておりません。何卒ご理解
解くださいますようお願い申し上げます。



<http://www.topy.co.jp/>